
一関市指定管理者制度導入方針



平成 20 年 8 月決定

－ 目 次 －

I	はじめに	1 頁
II	公の施設の管理について	1 頁
	1 公の施設の管理	
	2 公の施設の廃止・統合	
III	指定管理者制度	2 頁
	1 管理区分に応じた導入方針	
	2 施設の性格等に基づく類型化	
	3 指定管理者制度の導入	
	4 関係法令等	
	5 利用料金制度	
	6 条例改正	
IV	指定管理者の選定	3 頁
	1 指定管理者の募集	
	2 指定後の手続等	
	3 利用者等からの苦情等への対応	
	4 賠償責任	
	5 指定期間の終了	
V	指定管理者制度運営委員会等	11 頁
	1 設置	
	2 指定管理者制度運営委員会等の組織	
	3 選定方法	

I はじめに

公の施設の管理運営について、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)がなされ、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの節減等を図ることを目的として、これまで出資法人や公共的団体等にしか認められていなかった管理委託制度が廃止され、民間事業者等の参入を可能とする指定管理者制度が創設された。

本方針は、公の施設を所管する課等が指定管理者制度の導入にあたって、検討する際の判断基準や導入の手続き等について、統一的な考え方が求められる事項について基本的な方針を定めるものである。今後、既設及び新設の公の施設への指定管理者制度の導入については、本方針により進めることとする。

II 公の施設の管理について

公の施設については、施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には、管理主体をどうするかなどについて検討し、「直営による管理」「指定管理者による管理」「廃止・統合」に分類する。

また、その管理については、「公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成」できる方法により行うものとする。

1 公の施設の管理

直営による管理と指定管理者による管理の場合で、どちらが施設の設置目的を効果的、効率的に達成できるかを、管理運営コスト、サービス、事業展開等の面から検討する。

(1) 直営により管理する場合

- ・法律等により、管理主体が市に限られている。
- ・施設の性格等から、直営による管理の方が施設の設置目的を効果的、効率的に達成できる。
- ・施設の目的を達成できる団体等がない。

なお、直営により管理する場合であっても、民間への業務委託等、民間活力の導入による施設運営の可能性について検討するものとする。

(2) 指定管理者により管理する場合

- ・団体等の管理運営能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの充実やコストの削減が期待できる。
- ・利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設である。

2 公の施設の廃止・統合

政策目的を達成し必要の無くなった施設や、現状のままでは政策目的を達成できない施設等については、廃止又は統合する。

Ⅲ 指定管理者制度

指定管理者制度の導入については、施設の設置目的、性格、政策的見地、業務の特殊性や専門性等を考慮し、市民の行政参加、民間活力の導入といった観点も含め、積極的に導入するものとする。

1 管理区分に応じた導入方針

(1) 現在、直営管理の施設

施設の性格等に基づき4つの類型に分類し、施設の設置目的、利用に際しての公平性、満足度、運営の効率性のほか、管理運営の専門性や指定管理者となる団体の成熟度等、総合的に整理検討し、制度の導入を図る。

(2) 今後、開設する施設

基本的に、指定管理者による管理を行うものとする。

2 施設の性格等に基づく類型化

類型① 主として「使用許可」を行っている施設。

(一関運動公園、千厩アイスアリーナ、一関市産業教養文化体育施設など)

類型② 「使用許可」と「ソフト事業又はサービスの提供」等を併せて行っている施設。

(一関文化センター、一関市総合体育館、一関勤労青少年ホーム、一関市女性センター、花夢パルなど)

類型③ 施設の機能を活用して「専門的なソフト事業」を行っている施設。

(診療所、保育園、保健センター、図書館、博物館、市民センターなど)

類型④ 個別法の規定により、当該施設の管理を包括的に指定管理させることに制限のある施設。

(幼稚園、小学校、中学校、市営住宅、上下水道施設など)

3 指定管理者制度の導入

類 型	導 入 の 考 え 方
類 型 ①	条件整備等を行い、指定管理者制度の導入を進めるものとする。
類 型 ②	条件整備を行いながら、施設の管理運営、適切なサービスの提供が可能なものについては、順次指定管理者制度の導入を進めるものとする。
類 型 ③	施設ごとに管理運営のあり方について検討し、指定管理者制度の導入について研究・検討するものとする。
類 型 ④	個別法の規定により、当該施設の管理を包括的に指定管理させることに制限のある施設であることから、当面直営で管理するものとする。

※ ただし、指定管理者による管理が、コストの削減又はサービスの充実に結びつかない施設については、指定管理者制度は導入しない。

4 関係法令等

指定管理者制度の導入において、施設運営全般に係る総則的法令等は以下の通り。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 一関市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
（平成 17 年一関市条例第 124 号）
- (4) 一関市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
（平成 17 年一関市規則第 83 号）
- (5) 一関市情報公開条例（平成 18 年一関市条例第 77 号）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (7) 一関市個人情報の保護等に関する条例（令和 5 年一関市条例第 2 号）
- (8) 一関市暴力団排除条例（平成 27 年 9 月 18 日一関市条例第 38 号）

5 利用料金制度

指定管理者の経営努力を促すため並びに指定管理者及び市の会計事務の効率化を図るため、利用料金制度の積極的な導入を図る。

6 条例改正

新規に指定管理者制度を導入しようとする場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当該施設の設置条例で次の事項を規定する。

- (1) 指定管理者に当該施設の管理を行わせる旨を規定
- (2) 管理の基準
- (3) 管理業務の範囲
- (4) 利用料金に関すること

IV 指定管理者の選定

指定管理者の選定については、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせることにより、効果的・効率的な管理運営やサービスの向上をめざす観点から公募による方法又は施設の設置目的等を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが適当な場合については、公募せずに特定の団体を指定する方法によるものとする。

1 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、当該施設所管部署が、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、施設を一括して募集することができる。

また、当該施設所管部署は、指定管理者の募集に際し、募集要項及び業務内容を記載した業務仕様書などを、施設ごとに作成することとする。

※ 非公募の場合も、業務仕様書は作成する。

(1) 公募の実施

公募を実施するときは、市役所、各支所の掲示板において次の事項等を公告し、併せて概要をホームページで公表する。また、必要な場合には、説明会を開催する。

ア 公の施設の概要

- イ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ウ 指定の期間
- エ 利用料金制の有無
- オ 申請者の資格及び申請方法
- カ 申請に係る提出期限
- キ 選定基準
- ク その他市長が必要と認める事項

(2) 申請者の資格

申請者の資格は次に掲げる事項とする。また、施設の設置目的等から必要がある場合には、一関市の団体に限定できるものとする。

- ア 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- イ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ウ 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。ただし、指定管理者の指定後に該当することが発覚した場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
 - (イ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (ウ) 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の取消し）の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (エ) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者
 - (オ) 一関市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団経営支配法人等に該当する者
 - (カ) 一関市に納付すべき税について、滞納がある者
- エ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合、又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（以下「インボイス」という。）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでない。

(3) 公募の期間及び申請関係書類の提出

公募期間は、申請の受付開始から締切まで30日間以上設けるものとし、申請しようとする団体は、公募期間内に、申請関係書類を当該施設所管部署へ提出するものとする。

一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第2条及び同施行規則（以下「規則」という。）第2条第2号など

- ・申請関係書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- ウ 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の収支計画書

- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 役員名簿
- カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- キ 直近の3年間の事業実績報告書(ただし、設立から3年を経過していない場合にあっては、設立時からとする。)
- ク 直近の3年間の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類(ただし、設立から3年を経過していない場合にあっては、設立時からとする。)
- ケ 申請資格に関する申出書
- コ その他市長、教育委員会又は公営企業の管理者(以下「市長等」という。)が必要と認める書類

(4) 公募によらず指定管理者を指定する場合

次のア～キに該当する場合には、公募によらず特定の団体を指定することができる。なお、公募によらない場合においても、前記(2)の申請者の資格要件、前記(3)の申請に係る関係書類は、公募時と同じとする。

- ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合。
- イ 法律及び補助制度等により、管理団体が特定される場合。
- ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合。
- エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合。
- オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合。
- カ 公募により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域振興に貢献していると認められる団体に係る更新(1回に限る。)の場合。
- キ その他市長が必要と認める場合。

(5) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、指定管理者制度運営委員会において行う。「V」で説明)

(6) 選定結果の通知

選定結果については、申請者全員に通知するとともに、ホームページ等で公表する。ただし、公表することにより、申請者の正当な利益を害する恐れがある事項については公表しない。

(7) 指定期間

指定期間については、5年以内とし、公の施設ごとに指定管理者制度運営委員会において個別に決定する。

(8) 指定管理者の指定及び告示

指定管理者の指定は議会の議決を必要とする。また、指定管理者を指定した旨の告示を行う。

[様式例第1・2]

(9) 市有車両貸与の取扱いについて

平成29年3月9日財第12001号「指定管理者への市有車両貸与の取扱いについて（通知）」により、「自動車使用貸借契約書」を取り交わし、その貸与を行うものとする。

(10) 庁用バス、公の施設の利用について

庁用バス、指定管理者が自己で管理する公の施設以外の公の施設を利用しようとする場合は、あらかじめ使用回数、場所等を指定管理業務仕様書等において規定し、その利用にあつては使用しようとする各所管課を通してその申請を行うものとする。

(11) 暴力団排除に係る取扱いについて

各課は暴力団排除の取組のため、役員の氏名・生年月日等について財政課に報告し、財政課は関係各機関に対して照会を行う。

2 指定後の手続等

(1) 予算措置

別に定める「指定管理料積算基準」に基づき、予算措置する。

(2) 協定等の締結

管理業務上の詳細な事項については、協定等を締結し、これに基づき実施するものとする。

(条例第5条第2項及び規則第5条)

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 使用料又は利用に係る料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 公の施設の管理に関し知り得た秘密の保持に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 個人情報保護に関する事項
- ケ 情報公開に関する事項
- コ その他市長が別に定める事項

※ ク、ケに関しては条例・規則に規定はないが、「個人情報の保護に関する法律」、「一関市個人情報の保護等に関する条例」及び「一関市情報公開条例」における関連規程に対応するため、協定書においてその詳細を定めるものとする。

(3) 事業報告・業務の調査等

ア 事業報告(法定事項)

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。(地方自治法第244条の2第7項)

(ア) 事業報告書の提出時期

毎年4月30日までの市長等が指定する日とする。

(イ) 事業報告書の内容

- a 当該年度の管理業務の実施状況報告書(各種事業の実施状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況など)
- b 当該年度の管理に係る収支決算書
- c 必要に応じ、当該年度の団体の経営状況を説明する書類(収支(損益)計算書、貸借対照表、財産目録等。)

(ウ) 事業報告書の提出先

施設の所管課とする。

(エ) 事業報告書の受理後の取扱い

内容を精査した上、施設の所管部長まで回覧し、必要に応じて業務内容に関する指導、調査・指示(次頁(5)参照)等を行うこと。

イ 業務報告(協定事項)

指定管理者は、協定に基づき、下記の事項を記載した「業務報告書」を毎月及び四半期毎に以下(ア)～(オ)について、当該期間経過後30日以内に市長等に提出する。所管課は、「業務報告書」の内容を確認し、必要に応じ、指導・監督を行う。

また、施設の特性により、業務報告書を作成しない、もしくは四半期毎のみとするなどしても差し支えない。

- ・「業務報告書」は、指定管理者から市長等に提出する。
- ・四半期毎の「業務報告書」では、「前年同期や同年前期との比較」や「当該期間内の推移」の分析を行い、総括を行うものとする。

(ア) 収支状況の報告書

管理の適正を期すために、管理の実態が把握できる内容が記載されているもの(勘定科目毎の記載など)

(イ) 業務実施の報告書

「業務仕様書」に記載する業務の実施状況や「事業計画書」の具体的な実施状況を記載したもの

(ウ) 利用状況の報告書

毎月の報告書は、日毎の状況が分かるもの、四半期毎の報告書は、月毎の状況が分かるもの

(エ) 利用料金(使用料)収入明細書

上記(ウ)に同じ

(オ) その他市長等が必要と認める事項

(4) 指定管理者から所管課の長への報告事項

- ・随時報告を求める事項

指定管理者は、次の事項等に該当した時は、速やかに所管課の長へ報告を行う。

- ア 施設又は管理業務において、事故が生じたとき。
- イ 施設又は施設に係る物品が滅失し、又は毀損したとき。

- ウ 施設の管理に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
- エ 指定管理者の定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき。
- オ 指定管理者と金融機関との取引が停止となったとき。
- カ 指定管理者が施設の管理業務に関して有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき。
- キ 手続条例第2条に基づいて提出した事業計画書その他の書類に変更があったとき。

(5) 指定管理者への指導及び業務改善の指示

(3) で定めた事項のほか、所管課等の長は、指定管理者に対して必要に応じ、当該団体の財務書類の提出を求めるなど、指定管理者が提供するサービス水準の確保と適正な管理運営を図るため指導を行い、必要に応じて業務内容の改善について指示を行う。

(6) 市民ニーズの把握等

施設の所管課においては、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者と協議の上、利用者等の要望・苦情やアンケートの実施、運営協議会の設置などにより、施設管理に係る市民ニーズの把握や利用者の声の施設運営への反映に努めることとし、必要に応じて指定管理者に対し市民サービスの向上のための指導を行うこと。

(7) モニタリング(業務に係る調査・指示)

市長等は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務について、業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとされている。(地方自治法第244条の2第10項)

施設の所管課においては、定期的又は臨時的に実地調査を行い、その結果を指定管理者の業務に関する評価に反映させること。また、事業・業務報告書の内容、実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認めるときは、速やかに報告の要求又は調査を行い、必要な場合は業務内容の改善について指示を行うこと。

(8) インボイス制度への対応

地方公共団体が売手となり、事業者に対し消費税課税取引を行う場合、地方公共団体がインボイスを交付しなければ、事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができないことから、直営の施設同様、指定管理者制度を導入している公の施設についてもインボイスを交付する必要がある。利用料金制を導入している施設でインボイス制度への対応が必要な施設については、対応について指定管理者と調整すること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合、又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでない。

(9) 協議や意見交換の実施

市長は、施設管理の向上を図るため、定期的に指定管理者と協議や意見交換する場を設置するものとする。なお、協議や意見交換は、「業務報告書」や「事業報告書」の提出を受ける際に行うことが考えられる。

また、指定管理者からも意見やアイデアを募り、更なる「サービスの向上」や「経費の縮減」に努めるものとする。

(10) 指定の取消し・管理業務の停止

地方公共団体は、指定管理者が市長等の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。(地方自治法第 244 条の 2 第 11 項)

取消し等の事由としては、次のようなものが考えられる。

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示に故意に従わないとき。

ウ 設置条例、設置条例の施行規則又は協定に定める規定に違反したとき。

エ 申請資格を失ったとき。

オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 指定管理者に起因する事由により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 管理業務が行われないとき。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因(正当事由の有無)、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、

- ・取消し等の処分を行うかどうか。
- ・処分を行う場合、どの程度の処分(指定取消し、業務全部停止、業務一部停止)にするか。
- ・いつの時点で処分を行うか。
- ・処分を行った後の施設の管理方法

などを検討し、公平・適切な処分を行うこと。

3 利用者等からの苦情等への対応

指定管理者が行った使用の許可・不許可に対する不服申立てについては、地方自治法第 244 条の 4 第 1 項の規定に基づき、すべて市長が受けることとなる。

施設の管理状況やサービス内容に対する苦情については、まずは指定管理者が対応すべきものであり、指定管理者は適切な苦情処理を行う体制を整備する必要がある。

また、苦情の内容によっては、本市においても施設の設置者としての責任があることから、協定で、指定管理者の苦情処理の状況の市への報告や、必要に応じ各施設所管課において苦情処理に当たることとする場合等を定めること。

4 賠償責任

(1) 施設自体又は施設の管理の瑕疵により損害が生じた場合

ア 施設そのものに瑕疵あった場合、市に損害賠償義務が生じる。(国家賠償法第 2 条)

イ 指定管理者の管理（維持補修等含む）に過失があった場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じるとともに、同時に市にも損害賠償義務が生じることもある。この場合、損害を被った者は、指定管理者と市の、どちらを相手に損害賠償請求をしてもよいことになるので、損害を被った者の請求に応じて、どちらかが損害賠償金を支払った場合に備え、協定において責任分担を明確にしておく必要がある。

(2) 賠償保険への加入

公の施設の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項に基づき指定管理者に行かせた場合において、指定管理者は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされるため、指定管理者が負うべき賠償責任についても、市の責任と同様に本保険の対象となる。

ただし、指定管理者であっても、独自の事業を行う場合など当該保険の賠償責任の範囲を超える業務が想定される場合は、指定管理者が自らの負担により必要と考える保険に加入するものとする。

5 指定期間の終了

指定管理者は、指定期間終了時に、次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、市長等が特に支障がないと認めたときを除き、施設及びその設備を原状に回復する。

なお、所管課等の長は、適切な引継ぎが行われるように助言、指導を行う。

V 指定管理者制度運営委員会等

1 設置

指定管理者制度の導入及び効果的な運用について、必要な事項を協議するため、「指定管理者制度運営委員会」及び「指定管理者制度運営検討チーム」を設置する。また、公募によって指定管理者候補団体を選定する場合には、「指定管理者選定委員会」を設置し、指定管理者候補団体を選定する。

2 指定管理者制度運営委員会等の組織

	指定管理者制度 運営委員会	指定管理者制度 運営検討チーム	指定管理者 選定委員会
所掌事項	①指定管理者制度の導入に関すること ②指定管理者候補者の選定に関すること(原則として非公募の場合) ③指定管理者協定に関すること ④その他指定管理者制度の運用に関し必要な事項	指定管理者制度運営委員会で協議する諸事項の素案について整理、検討を行う	【公募の場合に設置。非公募の場合は必要に応じて設置】 ①募集要項について、募集の開始前に意見を述べること ②指定管理者候補団体の選定を行うこと ③その他委員会において必要と認める事項
構成員	行財政改革推進本部員をもってあてる	行財政改革推進チームをもってあてる	①副市長 ②市長公室長 ③総務部長 ④施設の所管部長 ⑤施設の所管課長 ⑥必要に応じて知識経験者及び当該公の施設に関連する課等の長 委員会の庶務：財政課

3 選定方法

公の施設において提供される指定管理者のサービスについては、途中で提供が中断されたり、質が低下することなく、安定的に提供されることが必要である。このため、指定候補者の選定に当たっては、当該公の施設について最も適切な管理運営を行うことができると認められる団体を選定する。

(1) 選定に係る審査の区分

ア 公募の場合

指定管理者選定委員会を設置し、各申請者にヒアリング、プレゼンテーション等の機会を与

え、これらに基づき評点方式による選定を行う。また、公募によらず指定管理者候補団体を指定する場合であっても、特に必要と判断される場合には、指定管理者選定委員会を設置できる。

イ 非公募の場合

公募によらず指定管理者候補団体を選定する場合は、指定管理者選定委員会を設置せず、施設所管課等による審査の上、指定管理者制度運営委員会においてその選定を行う。

(2) 選定基準

次の事項は、指定管理者制度を導入するすべての施設共通の選定基準とする。(条例第3条)

ア 指定管理者の指定をしようとする公の施設(以下「指定施設」という。)の利用に関し、市民の平等な利用を確保することができること。

イ 指定施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること。

ウ 指定施設の管理を適正かつ確実に実施する規模や能力を有していること。

エ その他必要に応じて、市長等が別に定める事項。

※ 施設の設置目的や性格等を踏まえて必要となる基準がある場合は適宜追加できるものとする。

(3) 選定に係る諸事項

ア 選定後に候補者資格を取り消した場合

選定後、指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じ、候補者資格を取り消した場合は、審査において次点となったものから順に候補者に選定できるものとする。

イ 審査の結果、適当な団体がないと判断された場合、直営とするか、指定管理者による管理とするかを再度検討する。検討の結果、後者を選択する場合は、再募集等について速やかに進めるものとする。

平成 20 年 8 月 18 日 一関市指定管理者制度運営委員会において決定

平成 25 年 7 月 29 日 一関市指定管理者制度運営委員会において一部改正決定

平成 30 年 6 月 5 日 一関市指定管理者制度運営委員会において一部改正決定

令和 5 年 3 月 16 日 一関市指定管理者制度運営委員会において一部改正決定

様式例 1 議案書の例

(議案第〇〇号)

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和〇〇年〇〇月〇日提出

一関市長 ○ ○ ○ ○

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市〇〇〇センター

2 指定管理者となる団体

一関市〇〇町〇〇番地〇号

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

3 指定の期間

令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで

様式例 2 指定告示例

一関市告示第 号

一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年一関市条例第52号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

一関市長 ○ ○ ○ ○

施設名称	指定管理者となるもの	指定期間
	(住所) (団体名) (代表者名)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで